

都市再生基本方針等の一部変更について

平成 21 年 4 月 24 日
閣 議 決 定

都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 14 条第 5 項において準用する同条第 1 項、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 3 条第 4 項、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 4 条第 5 項及び中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）第 8 条第 6 項の規定に基づき、都市再生基本方針（平成 14 年 7 月 19 日閣議決定）等の一部を次のとおり変更する。

- 1 都市再生基本方針の一部を次のように改正する。
前文中「生かして」を「いかして」に改め、「の「第 2 地方再生の総合的推進」」を削る。
- 2 構造改革特別区域基本方針（平成 15 年 1 月 24 日閣議決定）の一部を次のように改正する。
本文を別紙 1 のように改める。
別表 1 中「201」、「202」、「510」、「511・929」、「824」、「830」、「911-2」、「934」、「1105」及び「1131(1143、1145)」を別紙 2 のように改める。
別表 1 中「826」、「1009」を削る。
別表 2 中「509」の次に「510」及び「511・929」を、「823」の次に「824」を、「1007」の次に「1009」を、別紙 3 のように加える。
別表 2 中「826」を別紙 4 のように改める。
- 3 地域再生基本方針（平成 17 年 4 月 22 日閣議決定）の一部を次のように改正する。
本文を別紙 5 のように改める。
別表 1 を別紙 6 のように改め、同表を別表とする。
別表 2 を削る。
- 4 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（平成 18 年 9 月 8 日閣議決定）の一部を次のように改正する。
前文中「生かして」を「いかして」に改め、「の「第 2 地方再生の総合的推進」」を削る。
第 9 章 1（2）①a)(ii)イ中「公益法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。